○海上保安庁告示第二百八十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十一年十月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域　北緯三七度三〇分、北緯四〇度三〇分、東経一四二度二〇分、東経一四七度一〇分の各経緯度線で囲まれる海域
ロ　期間　平成二十一年十月三十日から平成二十一年十一月十二日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　一管区水路通報第四十号（平成二十一年十月二十三日発行）

○海上保安庁告示第二百八十四号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	酒田港第二北防波堤南灯台
位置	
所在地	山形県酒田港（第二北防波堤南端）
北緯	三八―五六―二九
東経	一三九―四七―三〇
塗色及び構造	白色　塔形
灯質	群閃緑光　毎五秒に二閃光
光度	実効光度三二カンデラ
光達距離	三・五海里
明弧	全度
高さ	地上から構造物の頂部まで五・三メートル　平均水面上から灯火まで八・三メートル
点灯年月日	平成二十一年八月二十五日
記事	東北地方整備局酒田港湾事務所管理

○海上保安庁告示第二百八十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	長井港防波堤灯台
位置	
所在地	神奈川県横須賀市（長井港防波堤外端）
北緯	三五―一二―二九
東経	一三九―三六―二九
変更した事項	
光度	一一〇カンデラ
光達距離	五・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで九・四メートル
変更年月日	平成二十一年八月二十五日
名称	島勝灯台
位置	
所在地	三重県北牟婁郡紀北町（中ノ鼻）
北緯	三四―〇七―〇二
東経	一三六―一七―二六
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	地上から構造物の頂部まで八・九メートル　平均水面上から灯火まで五三メートル
変更年月日	平成二十一年八月二十五日
名称	串木野港国家石油備蓄基地シーバース灯
位置	
所在地	鹿児島県串木野港（串木野港灯台の西北西方約三・二キロメートル）
北緯	三一―四三―一二
東経	一三〇―一三―三九
変更年月日	平成二十一年八月二十二日
記事	一時撤去中のところ復旧

○海上保安庁告示第二百八十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	コスギ鼻灯台
位置	
所在地	三重県尾鷲市（コスギ鼻）
北緯	三三―五八―二七
東経	一三六―一三―一七
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで三〇メートル
変更年月日	平成二十一年七月二十二日
名称	酒津港東三号防波堤灯台
位置	
所在地	鳥取県鳥取市（酒津港東三号防波堤外端）
北緯	三五―三一―三四
東経	一三四―〇五―一八
変更した事項	
光度	九二〇カンデラ
光達距離	九・〇海里
変更年月日	平成二十一年八月二十六日

○海上保安庁告示第二百八十七号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	那覇港第六号灯浮標
位置	
所在地	沖縄県那覇港（那覇港新港第一防波堤南灯台の南東方約一・一キロメートル）
北緯	二六―一二―五九
東経	一二七―三九―三〇
廃止年月日	平成二十一年八月二十七日
名称	那覇水路船舶通航信号所
位置	
所在地	沖縄県那覇市（那覇港右舷灯台の北北西方約四八〇メートル）
北緯	二六―一三―〇二
東経	一二七―三九―四二
廃止年月日	平成二十一年八月二十七日
名称	三重城船舶通航信号所
位置	
所在地	沖縄県那覇市
北緯	二六―一三―〇二
東経	一二七―三九―四二
廃止年月日	平成二十一年八月二十七日
名称	那覇港第六号仮設灯浮標
位置	
所在地	沖縄県那覇港（那覇港右舷灯台の西北西方約九五〇メートル）
北緯	二六―一三―〇五
東経	一二七―三九―一八
廃止年月日	平成二十一年八月二十七日
名称	那覇港臨港道路空港側工事区域A灯浮標
位置	
所在地	沖縄県那覇港（那覇港右舷灯台の西北西方約五二〇メートル）
北緯	二六―一二―五七
東経	一二七―三九―三二
廃止年月日	平成二十一年八月二十七日
名称	那覇港臨港道路空港側工事区域D灯浮標
位置	
所在地	沖縄県那覇港（那覇港右舷灯台の西北西方約二五〇メートル）
北緯	二六―一二―五二
東経	一二七―三九―四〇
廃止年月日	平成二十一年八月二十七日

○海上保安庁告示第二百八十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	宇登呂灯台
位置	
所在地	北海道斜里郡斜里町（宇登呂）
北緯	四四―〇五―五二
東経	一四五―〇〇―五五
変更した事項	
灯質	単閃白光　毎一五秒に一閃光
光度	実効光度一七〇、〇〇〇カンデラ
光達距離	二一・〇海里
変更年月日	平成二十一年八月二十七日